平成12年以前に建てられた住宅をお持ちの方へ

木造住宅の耐震診断と耐震改修等の費用の一部を支援します。

過去の大規模地震では、平成12年以前に建てられた建物に特に大きな被害が見られました。
この要因は、同年に改正された建築基準法の耐震関係規定に沿って建築された木造住宅に比べて耐震性が低いためです。

〈耐震診断支援〉市が耐震診断員を派遣します！

市が派遣する耐震診断員が、耐震診断を行います。耐震診断は、図面や資料による建築時の情報と、住宅の各部分(屋根、壁、柱、床下、基礎など)の現在の状況を調査して実施します。

自己負担額 1万4千円～　先着2件程度

受付期間 令和8年6月1日～11月30日まで

※予算の上限に達し次第、終了します。
※延べ面積が400㎡までの場合は、自己負担額の増額により対応可能です。

延べ面積	自己負担額
～200㎡以下	14,000円
～250㎡以下	40,000円
～300㎡以下	67,000円
～350㎡以下	93,000円
～400㎡以下	121,000円

〈耐震改修等支援〉耐震改修等にかかる経費の一部を支援します！

耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合は、地震に対して安全とは言えない構造です。建築士などの専門家に相談して、耐震性の高い建物となるための改修方法等を検討しましょう。

補助対象工事
- 耐震改修工事
- 建替え工事
- 除却工事

その他
- 建替え工事又は除却工事の場合、簡易な耐震診断で耐震性の判断が可能です。
- 空き家の場合も対象になります。

補助金額 最大117万2千円(除却は最大20万円)

受付期間 令和8年6月1日～11月30日まで
- 耐震改修もしくは建替え工事　先着1件程度
- 除却工事　先着6件程度

※予算の上限に達し次第、終了します。
※補助対象経費の23%又は上記補助上限額のいずれか少ない額が補助金額となります。

裏に続く

〈対象となる木造住宅〉

①平成12年5月31日以前に建築されたもので、原則、昭和56年6月1日以降に増改築がされてないもの。

②一戸建ての住宅（住宅以外の部分がある場合は、延べ面積の１／２以上を住宅の用に供し、かつ住宅以外の用に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）

③地上階数が２以下のもの。

④在来軸組構法又は伝統的構法で建築されたものであること。

〈耐震診断支援〉

・原則、延べ面積が200㎡以下であること。（400㎡までは対応可。）

〈耐震改修等支援〉

・耐震診断または簡易耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されたもの。
※簡易耐震診断は、建替え・除却工事を行う場合に限る。

～上記のほかにも条件があります～

〈手続きの流れ〉

耐震診断

①事前相談 ▶ ②申し込み ▶ 診断員派遣決定通知 ▶ ③派遣費用支払い ▶ 耐震診断員を派遣 ▶ 診断実施・結果通知 ▶ ④改修工事等の検討

耐震改修等

①事前相談 ▶ ②交付申請 ▶ 交付決定通知 ▶ ③工事契約・着手※ ▶ ④実績報告 ▶ 交付額確定通知 ▶ ⑤補助金の請求 ▶ 補助金の振込

※補助金の交付決定前に契約・着手した場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

〈詳細について〉

紙面の都合上、省略している部分があります。　**対象条件**や**必要書類**などの詳細については、建築指導課までお問い合わせください。また、**弘前市ホームページ**にも掲載していますので、ご覧ください。申請に必要な様式などダウンロードできます。

弘前市ホームページ ▶ くらし ▶ 住まいとくらし ▶ 建築 ▶ 木造住宅耐震化支援のお知らせ

お問い合わせ・申込および申請先

弘前市役所　建設部建築指導課

〒036-8551　弘前市大字上白銀町1-1　TEL：0172-40-7053　FAX：0172-38-5866